

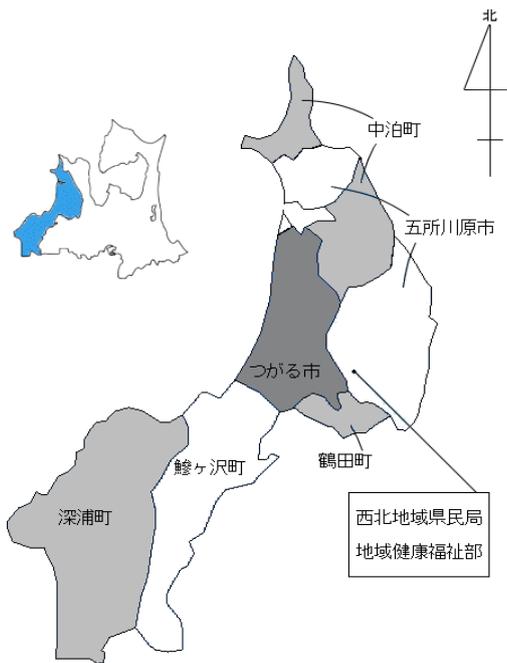
# 第1 総括

## 1 管内の概況

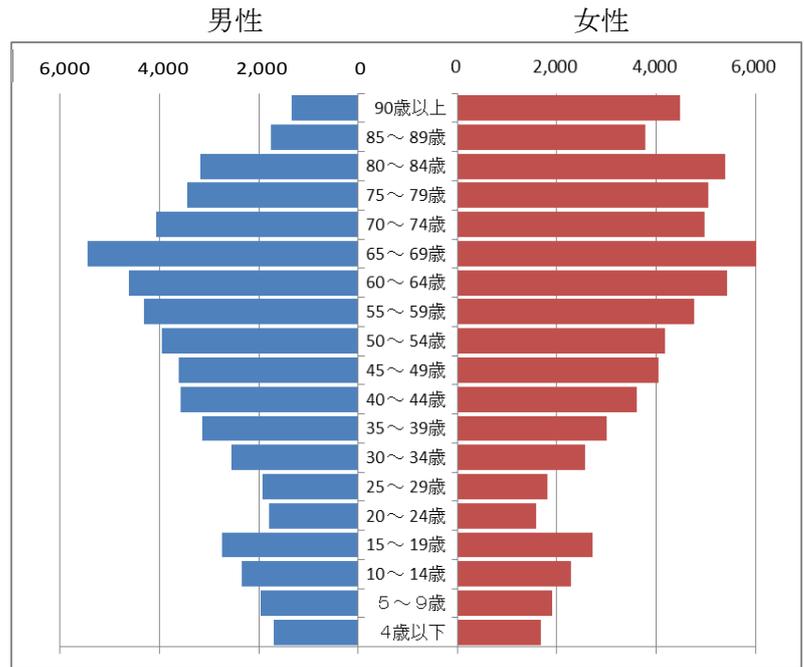
### 1-1 管内の状況

当地域県民局地域健康福祉部の所管区域は、五所川原市、つがる市、西津軽郡2町（鱒ヶ沢町・深浦町）及び北津軽郡2町（鶴田町・中泊町）の6市町となっている。

総面積は、1,753km<sup>2</sup>（県全体の18.2%）、総人口は124,405人（県全体の9.8%）、世帯数は47,868世帯（県全体の9.3%）である。また、老年人口割合（65歳以上の総人口に占める割合）は37.3%で、県全体の割合（32.3%）を上回っている。



管内地図



管内年齢階級別人口ピラミッド

#### (1) 面積及び推計人口（平成30年10月1日現在）

|       | 面積<br>(km <sup>2</sup> ) | 総人口<br>(人) | 世帯数<br>(世帯) | 年少人口<br>(15歳未満)<br>割合(%) | 生産年齢人口<br>(15歳～64歳)<br>割合(%) | 老年人口<br>(65歳以上)<br>割合(%) | (18歳未満) |       |
|-------|--------------------------|------------|-------------|--------------------------|------------------------------|--------------------------|---------|-------|
|       |                          |            |             |                          |                              |                          | 実数(人)   | 割合(%) |
| 五所川原市 | 404.20                   | 52,559     | 21,301      | 10.0                     | 55.2                         | 34.5                     | 6,819   | 13.0  |
| つがる市  | 253.55                   | 31,576     | 11,021      | 9.8                      | 53.0                         | 37.1                     | 3,981   | 12.6  |
| 鱒ヶ沢町  | 343.08                   | 9,376      | 3,844       | 7.9                      | 48.8                         | 43.0                     | 959     | 10.2  |
| 深浦町   | 488.90                   | 7,724      | 3,217       | 7.3                      | 44.7                         | 48.0                     | 743     | 9.6   |
| 鶴田町   | 46.43                    | 12,769     | 4,409       | 10.5                     | 53.9                         | 35.6                     | 1,747   | 13.7  |
| 中泊町   | 216.34                   | 10,401     | 4,076       | 8.3                      | 50.2                         | 41.3                     | 1,102   | 10.6  |
| 管内計   | 1752.50                  | 124,405    | 47,868      | 9.5                      | 53.0                         | 37.3                     | 15,351  | 12.3  |
| 県計    | 9645.65                  | 1,262,815  | 514,846     | 10.8                     | 56.0                         | 32.3                     | 171,807 | 13.6  |

(国土地理院「平成30年全国都道府県市区町村別面積調」、平成30年青森県の人口より再計算)

(2) 西北地域の人口1人当たり市町村民所得

西北地域の人口1人当たり市町村民所得は、2,084千円で対県比率は84.6%となっている。最も高い五所川原市は、2,281千円と対県比率は92.6%となっている。

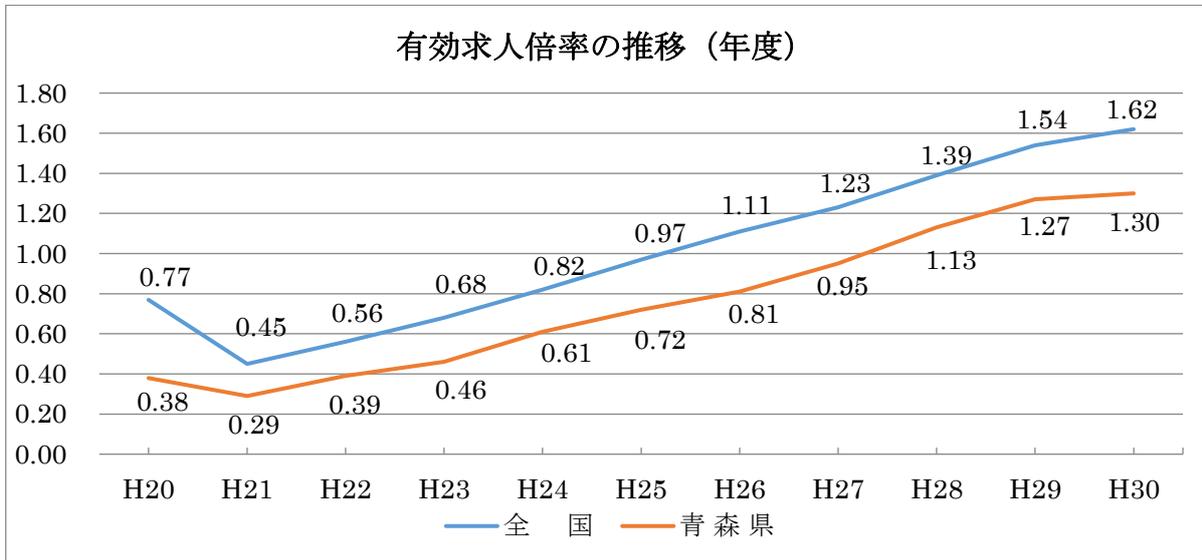
平成27年市町村民経済計算

|        | 1人当たり市町村民所得 (千円) | 対県比率 (%) |
|--------|------------------|----------|
| 五所川原市  | 2,281            | 92.6     |
| つがる市   | 1,853            | 75.3     |
| 鱒ヶ沢町   | 2,026            | 82.3     |
| 深浦町    | 2,117            | 86.0     |
| 板柳町    | 2,184            | 88.7     |
| 鶴田町    | 2,028            | 82.4     |
| 中泊町    | 1,775            | 72.1     |
| 西北地域   | 2,084            | 84.6     |
| 県民経済計算 | 2,462            | 100.0    |

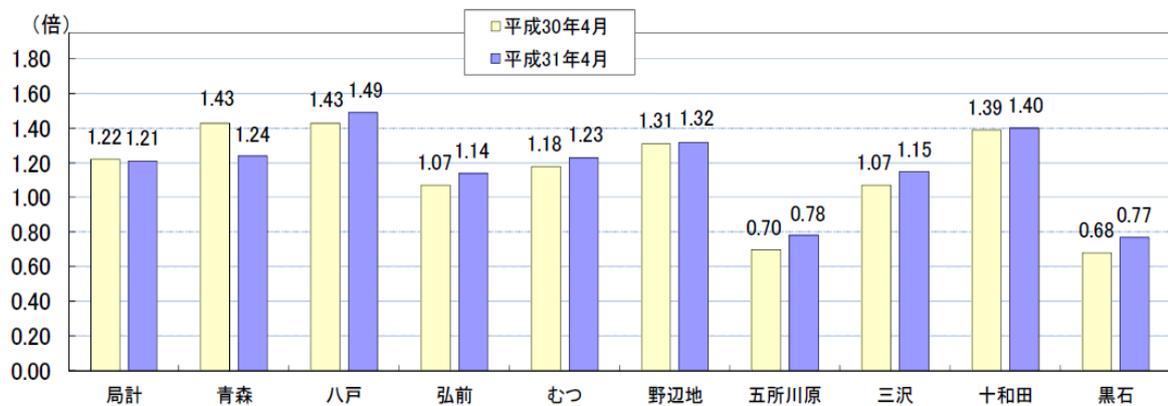
市町村民経済計算は、県民経済計算の結果をもとに、各種統計指標などにより各市町村別・地域県民局別に按分推計したものである。

(3) 西北地域の有効求人倍率

① 全国及び青森県の有効求人倍率の推移



② 職業安定所別の有効求人倍率の状況



| H31.4  | 局計     | 青森    | 八戸    | 弘前    | むつ    | 野辺地   | 五所川原  | 三沢    | 十和田   | 黒石    |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 有効求職者数 | 23,930 | 5,806 | 5,540 | 4,484 | 1,208 | 857   | 2,287 | 1,299 | 1,186 | 1,263 |
| 有効求人数  | 29,074 | 7,206 | 8,234 | 5,094 | 1,490 | 1,131 | 1,787 | 1,497 | 1,660 | 975   |

(単位:人)

## 2 沿革

### 2-1 保健総室（五所川原保健所）

昭和 21 年 6 月

北津軽郡鶴田町大字前田 26 番地に役場（総床面積 640.71 m<sup>2</sup>、総 2 階建）を無償で譲り受け青森県鶴田保健所として開設した。課及び係制がなく所長（医師）、薬剤師、獣医師、X線技師、保健婦等職員が 10 名で管轄区域は北郡 5 町 18 村であった。

五所川原町、鶴田町、板柳町、金木町、中里町、  
栄村、中川村、三好村、長橋村、飯詰村、松島村、七和村、小阿弥村、沿川村、  
喜良市村、嘉瀬村、六郷村、梅沢村、武田村、内潟村、相内村、脇元村、小泊村

昭和 22 年 5 月

新憲法公布と同時に明治以来警察行政の一部門であった衛生業務は保健所に移管され、同年 9 月保健所法の公布（施行昭和 23 年 1 月 1 日）により保健所業務は更に強化され公衆衛生業務全般に亘り行うことになり、保健所は名実ともに第一線の衛生行政機関となった。

昭和 26 年 6 月

庁舎を北津軽郡鶴田町から北津軽郡五所川原町上平井町 94 番地に新築移転。  
所長 — 総務係、予防係、普及係、衛生係の 4 係。職員数 25 名。

昭和 26 年 7 月

青森県鶴田保健所の名称を青森県五所川原保健所と改称。

昭和 27 年 4 月

保健所処務規定の施行により 2 課 6 係制となる。

所長 

|   |                     |          |
|---|---------------------|----------|
| [ | 総務課 — 庶務係、医務薬務係、営業係 | 職員数 26 名 |
|   | 保健課 — 予防係、保健係、保健婦係  |          |

  
青森県五所川原優生保護相談所併設。

昭和 27 年 9 月

性病診療所併設。

昭和 29 年 4 月

保健所処務規定の一部改正により課制が廃止となり、次長制・5 係制となる。

所長、次長 — 庶務係、医務薬務係、環境衛生係、予防係、保健係。職員数 25 名。

昭和 29 年 10 月

青森県五所川原身体障害児相談所併設。

市町村合併促進法に基づく町村の合併によって、管轄区域が 1 市と北郡 4 町 12 村となった。

五所川原市（五所川原町、栄村、中川村、三好村、長橋村、飯詰村、松島村合併）、  
鶴田町、板柳町、金木町、中里町、  
七和村、小阿弥村、沿川村、喜良市村、嘉瀬村、六郷村、梅沢村、武田村、内潟村、  
相内村、脇元村、小泊村

昭和 30 年 3 月

町村合併により、管轄区域が 1 市と北郡 4 町 3 村となった。

五所川原市、  
鶴田町（六郷村、梅沢村合併。西郡水元村編入）、板柳町（小阿弥村、沿川村合併。  
南郡畑岡村編入）、金木町（喜良市村、嘉瀬村（大字毘沙門だけ五所川原市へ、その  
他は金木町へ合併）、中里町（武田村、内潟村合併）、  
七和村、市浦村（相内村、脇元村合併。西郡十三村編入）、小泊村

昭和 31 年 9 月

北郡七和村が大字下石川（下石川は浪岡町へ編入）を除き五所川原市へ編入された。  
管轄区域は五所川原市と北郡板柳町、金木町、中里町、鶴田町、市浦村、小泊村の 1 市  
4 町 2 村となった。

昭和 33 年 5 月

保健所処務規定の改正により 3 係制となる。

昭和 34 年 4 月

性病診療所廃止となる。

昭和 37 年 4 月

保健所機構改正により保健婦係が新設され、4 係制となる。  
所長、次長 — 総務係、環境衛生係、保健予防係、保健婦係。

昭和 38 年 4 月

行政組織規則の改正により 4 課制となる。  
所長、次長 — 総務課、環境衛生課、保健予防課、保健婦課。職員数 32 名。

昭和 39 年 1 月

現在地に鉄筋コンクリート平家建ての庁舎が新築された。

昭和 43 年 4 月

行政組織規則の一部改正により 5 課制となった。  
所長、次長 — 総務課、環境衛生課、保健課、予防課、保健婦課、職員数 37 名。

昭和 47 年 4 月

行政組織規則の一部改正により 4 課制となった。  
所長、次長 — 総務課、環境衛生課、保健予防課、保健婦課。職員数 40 名。

昭和 54 年 4 月

衛生指導監の職制が設けられた。

昭和 54 年 7 月

庁舎補修工事のため、仮庁舎（五所川原市新町 33-1 旧五所川原警察署）へ移転。

昭和 54 年 11 月

補修工事完了につき現在地へ移転。

平成 4 年 4 月

行政組織規則の一部改正により、保健婦課が健康増進課となり、保健予防課の事務  
の一部が健康増進課に移管された。  
所長、次長 — 総務課、環境衛生課、保健予防課、健康増進課。職員数 31 名。

平成 7 年 4 月

市浦村保健婦駐在を廃止した。

平成 8 年 4 月

所長が鱒ヶ沢保健所兼務となる。

平成 9 年 4 月

部の再編により環境保健部の出先機関から健康福祉部の出先機関となる。

保健所再編のため、旧五所川原保健所管内から、板柳町が弘前保健所管内に編入され、旧鱒ヶ沢保健所管内の町村が管轄となったため、所管区域は 1 市 6 町 7 村となる。

五所川原市、  
鱒ヶ沢町（編入）、木造町（編入）、深浦町（編入）、金木町、中里町、鶴田町、  
森田村（編入）、岩崎村（編入）、柏村（編入）、稲垣村（編入）、車力村（編入）、  
市浦村、小泊村

五所川原保健所鱒ヶ沢支所が設置され、職員は 9 名となる。

平成 14 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により保健所、福祉事務所、児童相談所を統合した「健康福祉こどもセンター(総務企画室、保健部、福祉部、こども相談部の 1 室 3 部制)」が新設され、五所川原保健所は「西北地方健康福祉こどもセンター」の内部組織である「保健部(五所川原保健所併置)」に、鱒ヶ沢支所は同部の「鱒ヶ沢地区担当(五所川原保健所鱒ヶ沢支所併置)」となる。

「総務企画室」が保健部庁舎内に、「福祉部」と「こども相談部」は五所川原市栄町 10 の合同庁舎内に配置された。総務企画室の職員数は 11 名。保健部は保健予防課、生活衛生課(環境衛生課から改称)、健康増進課の 3 課体制となり、職員数は鱒ヶ沢地区担当を含め 37 名。

平成 17 年 4 月 1 日

平成 17 年 2 月以降の市町村合併により、管轄区域が 2 市 4 町となった。

五所川原市（五所川原市、金木町、市浦村合併）、つがる市（木造町、森田村、柏村、稲垣村、車力村合併）、  
鱒ヶ沢町、深浦町（深浦町、岩崎村合併）、中泊町（中里町、小泊村合併）、鶴田町

平成 18 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により、五所川原保健所鱒ヶ沢支所廃止となる。

平成 19 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により、総合的な出先機関として西北地域県民局が設置され、西北地方健康福祉こどもセンターは、西北地域県民局の内部組織である地域健康福祉部となる。

これに伴い、総務企画室は企画調整室となる。職員数 7 名。

同じく保健部は保健総室（五所川原保健所併置）となり、保健予防課は事務の一部を健康増進課に移管し、指導予防課となる。職員数 32 名。

平成 20 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により、企画調整室が保健総室に統合される。職員数 35 名。

## 2-2 福祉こども総室（西北地方福祉事務所）

昭和 26 年 10 月 1 日

県条例第 62 号により、西津軽社会福祉事務所(鱒ヶ沢町設置)、北津軽社会福祉事務所(五所川原町設置)として発足する。

昭和 29 年 5 月 1 日

各出先機関の統廃合により、両事務所が統合され西北地方福祉事務所となる。西郡 20 ケ町村、北郡 23 ケ町村を管轄する。

昭和 29 年 10 月 1 日

五所川原市が誕生する。

昭和 30 年に入り、各町村の合併により西北郡 14 ケ町村を管轄する。

昭和 39 年 4 月 1 日

西郡町村長の要望により、鱒ヶ沢支所が設置され、鱒ヶ沢町、深浦町及び岩崎村を管轄する。

昭和 54 年 7 月 5 日

現五所川原合同庁舎に移転する。

昭和 55 年 4 月 1 日

六法総合担当の新福祉事務所に移行する。

平成 5 年 4 月 1 日

福祉関係 8 法が改正され、平成 5 年 4 月から老人及び身障施設の入所措置事務等の町村への移譲に伴い、組織改正する。

平成 9 年 4 月 1 日

板柳町が中南地方福祉事務所に移管となる。また鱒ヶ沢支所が旧鱒ヶ沢保健所の庁舎に移転し、五所川原保健所鱒ヶ沢支所と同一フロアで業務を行う。

平成 12 年 4 月 1 日

弘前児童相談所五所川原支所開設により児童福祉施設入所措置事務等が支所に移管する。

児童の補装具交付及び日常生活用具給付事務が町村へ移譲となる。

平成 14 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により保健所、福祉事務所、児童相談所を統合した「健康福祉こどもセンター(総務企画室、保健部、福祉部、こども相談部の 1 室 3 部制)」が新設され、西北地方福祉事務所は「西北地方健康福祉こどもセンター」の内部組織である「福祉部(西北地方福祉事務所併置)」に、鱒ヶ沢支所は同部の「鱒ヶ沢地区担当(西北地方福祉事務所鱒ヶ沢支所併置)」となる。「福祉部」庁舎は「こども相談部」とともに五所川原市栄町 10 の合同庁舎内に従前どおり配置された。福祉部は福祉調整課、福祉推進第一課、福祉推進第二課の 3 課体制となり、職員数は鱒ヶ沢地区担当を含め 41 名。

平成 16 年 4 月 1 日

組織改編により、福祉部は、福祉調整課、保護課と鱒ヶ沢支所の 2 課 1 支所となり、職員数は、鱒ヶ沢地域担当を含め 38 名。

平成 17 年 4 月 1 日

平成 17 年 2 月以降の市町村合併に伴い、生活保護業務の管轄区域は、鱒ヶ沢町、深浦町、中泊町、鶴田町の 4 町となり、職員数は、鱒ヶ沢地区担当を含め 29 名。

平成 18 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により、西北地方福祉事務所鱒ヶ沢支所廃止となる。

平成 19 年 4 月 1 日

行政組織の一部改正により、総合的な出先機関として西北地域県民局が設置され、西北地方健康福祉こどもセンターは、西北地域県民局の内部組織である地域健康福祉部となる。

これに伴い、福祉総室（西北地方福祉事務所併置）となる。職員数 27 名。

平成 20 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により、福祉総室とこども相談総室が統合され、福祉こども総室（西北地方福祉事務所及び五所川原児童相談所併設）となる。職員数 27 名（兼務 2 名）。

平成 25 年 4 月 1 日

実施する事業が区域を越えない社会福祉法人の認可及び指導監査等の権限が市に委譲される。各地方福祉事務所で所管していた特別児童扶養手当事務、児童扶養手当事務、特別障害者手当等事務、社会福祉法人等指導監査業務が東地方福祉事務所に業務集約される。

平成 30 年 4 月 1 日

次長が福祉調整課長兼務となり、青森県型地域共生社会担当が配置される。職員数 23 名。

## 2-3 福祉こども総室（五所川原児童相談所）

平成 12 年 4 月 1 日

児童相談所の再編により、弘前児童相談所所管地域のうち五所川原市、西津軽郡 3 町 5 村、北津軽郡 3 町 2 村（板柳町を除く）を分割所管することとして、弘前児童相談所五所川原支所が五所川原市栄町 10 の合同庁舎内に開設された。職員数 6 名。

平成 14 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により、保健所、福祉事務所、児童相談所を統合した「健康福祉こどもセンター（総務企画室、保健部、福祉部、こども相談部の 1 室 3 部制）が新設され、弘前児童相談所五所川原支所は、「西北地方健康福祉こどもセンター」の内部組織である「こども相談部(支所から格上げされた五所川原児童相談所併置)」となる。

「こども相談部」庁舎は、「福祉部」とともに五所川原市栄町 10 の合同庁舎内に従前どおり配置された。

こども相談部は、こども相談第一課及び、こども相談第二課の 2 課制で職員数は 14 名。

平成 17 年 4 月 1 日

市町村合併により、管轄区域が 2 市と北郡 2 町、西郡 2 町となった。

|  |
|--|
| 五所川原市（五所川原市、金木町、市浦村合併）<br>つがる市（木造町、稲垣村、車力村、柏村、森田村合併）<br>鱒ヶ沢町、深浦町（深浦町、岩崎村合併）、中泊町（中里町、小泊村合併）、鶴田町 |
|--|

こども相談部は、こども相談第一課、こども相談第二課の二課制で職員数は 13 名。

平成 19 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により、総合的な出先機関として西北地域県民局が設置され、西北地方健康福祉こどもセンターは、西北地域県民局の内部組織である地域健康福祉部となる。

これに伴い、こども相談総室（五所川原児童相談所併置）となり、課制が廃止され、次長が配置された。職員数 11 名。

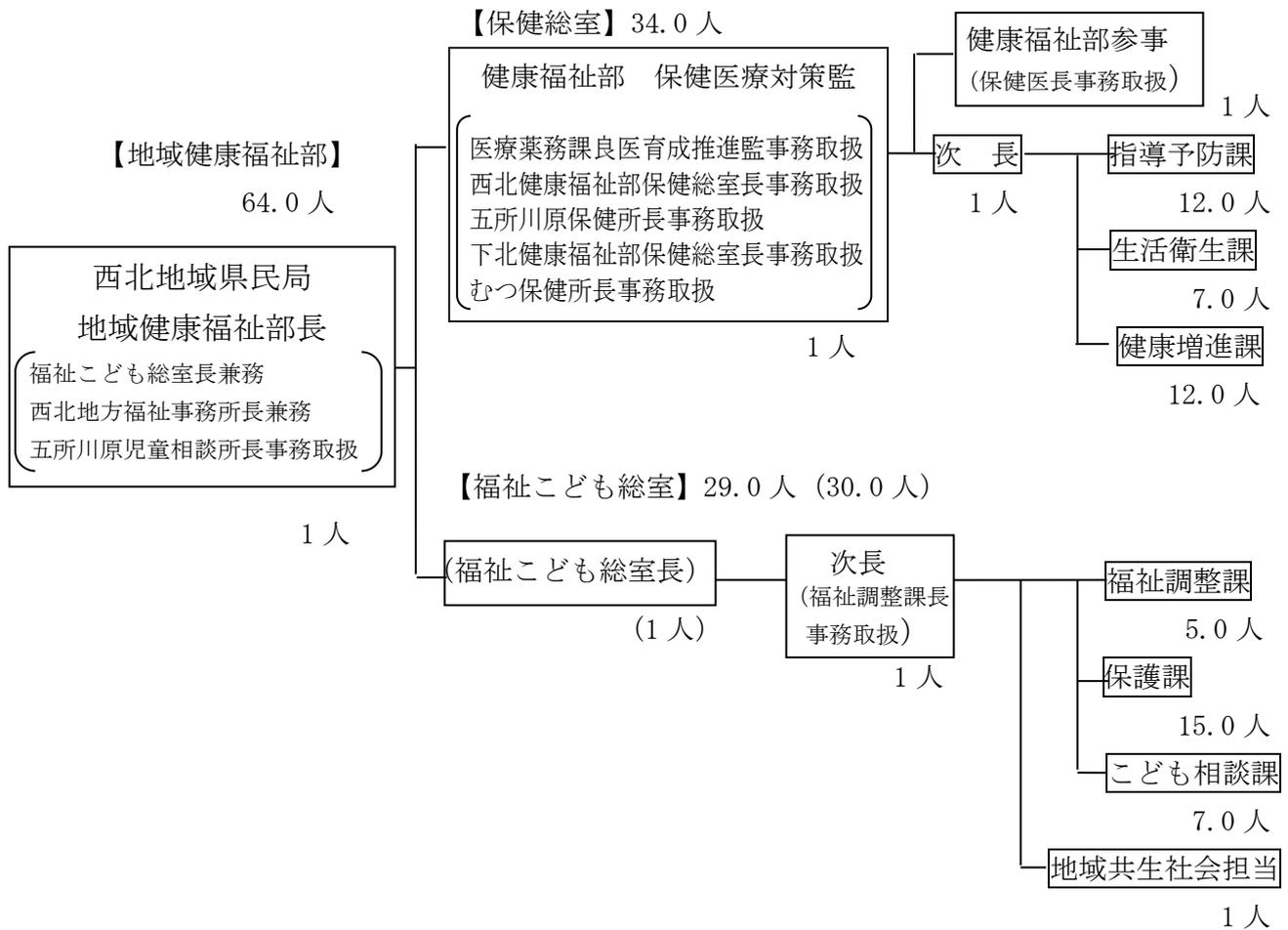
平成 20 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により、福祉総室とこども相談総室が組織統合され福祉こども総室（西北地方福祉事務所及び五所川原児童相談所が併置）となる。職員数は 11 名（兼務 2 名）

### 3 機構図と分掌事務

#### 3-1 機構図

(令和元年5月1日現在)



職員数は正職員の数である。

## 3-2 分掌事務

### (1) 保健総室（五所川原保健所）

#### <指導予防課>

1. 地域健康福祉部内の庶務に関すること。
2. 衛生教育に関すること。
3. 地域保健に係る統計調査に関すること。
4. 地域保健に関する調査及び研究に関すること。
5. 病院、診療所、助産所、歯科技工所、衛生検査所及び施術所に関すること。
6. 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、歯科技工士、栄養士及び調理師等に関すること
7. 死体解剖保存に関すること。
8. 薬局及び医薬品販売業に関すること。
9. 毒物及び劇物に関すること。
10. 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関すること。
11. 医薬品、医療機器、化粧品及び医薬部外品に関すること。
12. 感染症、結核その他の疾病の予防に関すること。
13. 診療エックス線に関すること。
14. 予防接種に関すること。
15. 医師臨床研修に関すること。

#### <生活衛生課>

1. 食品衛生に関すること。
2. 化製場等に関すること。
3. 旅館業、公衆浴場及び興行場に関すること。
4. 理容師及び美容師に関すること。
5. クリーニング業に関すること。
6. 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。
7. 墓地及び埋葬に関すること。
8. 建築衛生一般に関すること。
9. 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
10. 水道に関すること。
11. 飲料水の改善に関すること。
12. 温泉に関すること。

### ＜健康増進課＞

1. 栄養改善に関すること。
2. 母体保護に関すること。
3. 児童の健康相談に関すること。
4. 健康づくり推進事業に関すること。
5. 母子保健に関すること。
6. 口腔保健に関すること。
7. 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
8. 難病対策に関すること。
9. 市町村の地域保健対策の実施に関する調整及び必要な援助に関すること。
10. 人材育成、看護学生等の実習に関すること。
11. 地域保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進に関すること。

## (2) 福祉こども総室（西北地方福祉事務所、五所川原児童相談所）

### ＜福祉調整課＞

1. 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護及び育成の措置に関すること。
2. 要保護女子の更生援護に関すること。
3. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。
4. 青少年の健全育成の推進に関すること。
5. 戦傷病者特別援護法の規定による更生医療の給付及び補装具の支給に関すること。

### ＜保護課＞

1. 生活保護法に関すること。
2. 社会福祉統計に関すること。

### ＜こども相談課＞

1. 児童の養護・非行・不登校・育成・保健・障害等に係る相談、調査、指導及び措置に関すること。
2. 1歳6ヶ月児・3歳児精神発達精密健康診査及び事後指導に関すること。
3. 心理判定・心理治療に関すること。
4. 医学診断及び指導に関すること。
5. 里親の調査指導及び里親会の育成指導に関すること。
6. 障害児施設給付費の支給決定に関すること。

### ＜地域共生社会担当＞

1. 青森県型地域共生社会の推進に関すること。

### 3-3 各総室別・職種別職員数

(令和元年5月1日現在)

| 職 種<br>(総)室・職名                  |           | 一般事務      | 心理判定員 | 保育士 | 医師 | 獣医師      | 薬剤師       | 保健師 | 管理栄養士 | 診療放射線技師 | 農業 | 福祉        | 合計        |
|---------------------------------|-----------|-----------|-------|-----|----|----------|-----------|-----|-------|---------|----|-----------|-----------|
| 部 長                             |           | 1         |       |     |    |          |           |     |       |         |    |           | 1         |
| 保<br>健<br>総<br>室                | 総室長       |           |       |     | 1  |          |           |     |       |         |    |           | 1         |
|                                 | 保健医長      |           |       |     | 1  |          |           |     |       |         |    |           | 1         |
|                                 | 次 長       |           |       |     |    |          | 1         |     |       |         |    |           | 1         |
|                                 | 総括主幹      |           |       |     |    |          | 1         | 1   |       |         |    |           | 2         |
|                                 | 主幹専門員     | 1         |       |     |    |          |           |     |       |         |    |           | 1         |
|                                 | 課 長       |           |       |     |    | 1        | (1)       | (1) |       |         |    |           | 1<br>(2)  |
|                                 | 主 幹       |           |       |     |    | 3        |           | 1   |       |         |    |           | 4         |
|                                 | 主任専門員     |           |       |     |    |          |           | 1   |       |         |    |           | 1         |
|                                 | 主 査       | 4         |       |     |    |          | 1         |     |       | 1       | 1  |           | 7         |
|                                 | 主 事       | 4         |       |     |    |          |           |     |       |         |    |           | 4         |
|                                 | 技 師       |           |       |     |    |          |           | 3   | 7     | 1       |    |           | 10        |
| 小 計                             | 9         |           |       | 2   | 4  | 6<br>(1) | 10<br>(1) | 1   | 1     | 1       |    | 34<br>(2) |           |
| 福<br>祉<br>こ<br>ど<br>も<br>総<br>室 | 総室長       | (1)       |       |     |    |          |           |     |       |         |    |           | (1)       |
|                                 | 次 長       | 1         |       |     |    |          |           |     |       |         |    |           | 1         |
|                                 | 総括主幹      | 1         |       |     |    |          |           |     |       |         |    |           | 1         |
|                                 | 課 長       | 2<br>(1)  |       |     |    |          |           |     |       |         |    |           | 2<br>(1)  |
|                                 | 主 幹       | 3         | 1     | 2   |    |          |           |     |       |         |    |           | 6         |
|                                 | 主 査       | 7         | 1     |     |    |          |           |     |       |         |    |           | 8         |
|                                 | 主任専門員     | 1         |       |     |    |          |           |     |       |         |    |           | 1         |
|                                 | 主 事       | 8         |       |     |    |          |           |     |       |         |    | 2         | 10        |
|                                 | 小 計       | 23<br>(2) | 2     | 2   |    |          |           |     |       |         |    | 2         | 29<br>(2) |
| 合 計                             | 33<br>(2) | 2         | 2     | 2   | 4  | 6<br>(1) | 10<br>(1) | 1   | 1     | 1       | 2  | 64<br>(4) |           |

※ 職員数は、正職員（定年退職後の再任用職員を含む）の数で、非常勤職員等数は計上していない。

注 1 ( ) は事務取扱兼務

2 保健総室の一般事務主幹専門員、保健師主任専門員、及び福祉子ども総室の一般事務主任専門員は再任用フルタイム職員であり@1人でカウントしている。

#### 4 令和元年度各総室行事予定

| 月       |        | 4月  | 5月  | 6月  | 7月   | 8月  | 9月   |
|---------|--------|---|---|---|--|---|--|
| 保健総室    | 指導予防課  | 五所川原保健所結核診査協議会<br>(以降毎月2回開催)<br>薬事監視(～3月)<br>国民生活基礎調査(～7月)<br>薬事監視員・医療監視員会議   | 市町村健康福祉関係主管課長会議<br>(青森市)<br>市町村献血推進事業担当者会議<br>薬物乱用防止指導員連合協議会  | 不正大麻・けし撲滅運動(～9月)<br>薬物乱用防止啓発促進事業(～2月)<br>「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(～7月)<br>H I V検査普及週間(1～7日)   | 薬物乱用防止指導員地区協議会・研修会<br>医薬品等一斉取締り(～11月)<br>「愛の血液助け合い運動」月間<br>献血感謝の集い<br>西北五地域災害医療対策協議会 | 医療監視(～2月)   | 結核予防週間(24～30日)<br>救急医療週間(5～11日)<br>新型インフルエンザ対策協議会(予定)              |
|         | 生活衛生課  | 生活衛生・食品衛生関係機関会議<br>金木桜祭り臨時営業監視<br>学校給食施設監視(～6月)<br>理容所・美容所・クリーニング所・旅館・公衆浴場等監視(～3月)<br>特定建築物・小規模水道監視(～3月)<br>温泉利用・レゾナンス施設監視(～3月) | 食品収去検査(～3月)<br>食品衛生責任者講習会   | 食品衛生推進員講習会<br>食品衛生責任者講習会<br>温泉担当者会議   | 食品等夏期一斉取締り<br>水道事業等担当者会議<br>遊泳用プールの衛生監視<br>学校給食講習会                                   | 食品衛生月間<br>食中毒予防キャンペーン(立佞武多祭り・イオン柏)<br>花火大会・立佞武多祭り臨時営業監視<br>きのこ食中毒予防月間(～10月)<br>社会福祉施設等給食監視(～3月) | 食品衛生責任者講習会<br>社会福祉施設等給食監視(～2月)                                     |
|         | 健康増進課  | 健康増進保健事業費補助金市町ヒアリング(～5月)  | 市町保健活動打合せ<br>禁煙キャンペーン(31日)<br>給食施設栄養管理指導(～2月)   | 親子のよい歯のコンクール<br>禁煙キャンペーン(～6日)<br>第1回西北地方保健協力員代表者会議<br>指定難病医療費助成制度更新手続受付(6月～7月)<br>小児慢性特定疾病医療費助成事業更新手続受付(6月～8月)<br>新任保健師研修 | 新任保健師研修<br>市町行政栄養士連絡調整会議<br>地域保健関係者研修(第1回保健師業務連絡会議)<br>給食施設栄養管理担当者研修会                | 西北地方保健協力員連絡・研修会<br>難病患者等医療相談  | 市町行政栄養士研修会<br>自殺予防普及啓発<br>多分野合同研修会<br>認知症地域連携懇談会<br>給食施設栄養管理担当者研修会 |
| 福祉子ども総室 | 福祉調整課  | 母子寡婦福祉資金償還協力員委嘱状<br>交付式(12日)  | 西北郡民生児童委員協議会理事会<br>(13日)  | 西北郡民生児童委員協議会総会(28日)<br>配偶者暴力相談支援センター実務者等<br>連絡会議(青森市)(20日)  | 赤十字奉仕団委員長・事務担当者会議<br>(31日)   | 青森県戦没者追悼式(青森市)(30日)<br>青森県母子寡婦福祉大会(五所川<br>原市)(31日)  | 民生委員・児童委員リーダー研修会<br>(予定)   |
|         | 保護課    |   |   |   |  | 社会福祉主事認定資格講習福祉<br>事務所実習(20～22日)   |  |
|         | 地域共生社会 |   |   |   |  |   | 第1回「青森県型地域共生社会」実<br>現に向けた検討会議(五所川原市、予<br>定)                        |
|         | 子ども相談課 | 青森県里親連合会総会・子育て支援<br>フォーラム(青森市)<br>児童福祉司等義務研修(青森市)(～<br>5月)  | 児童福祉週間<br>児童心理司会議(中央児相)<br>西北五里親会総会(五所川原市)<br>三機関連携強化連絡協議会(青森市)<br>児童相談所長会議及び一時保護の<br>あり方検討委員会(こどもみらい<br>課) | 児童相談所業務検討会議(中央児相)<br>児童相談所長会議(中央児相)   | 一時保護のあり方検討委員会ワーキン<br>グチーム会議(こどもみらい課)   | 全国児童相談所長会議(東京都)<br>全国児童相談所長会総会(東京<br>都)<br>市町村要保護児童対策調整機関<br>調整担当者フォローアップ研修                     | 一時保護のあり方検討委員会(こど<br>もみらい課)<br>一時保護のあり方検討委員会ワーキ<br>ングチーム会議(こどもみらい課) |

| (総)室・課  |        | 10月  | 11月   | 12月   | 1月  | 2月  | 3月                      |
|---------|--------|--|---|---|---|---|-------------------------|
| 保健総室    | 指導予防課  | くすりと健康の週間(17～23日)<br>麻薬・覚醒剤乱用防止運動(～11月)<br>地域保健関係者研修(感染症対策研修会)(予定)               |   | 医療機器一斉取締り(～3月)<br>世界エイズデー(12月1日)・レッドリボンキャンペーン           | はたちの献血キャンペーン(～2月)<br>財務事務検査(予定)                           | 市町村献血推進事業担当課長会議<br>予備監査(予定)<br>地域保健医療推進協議会(予定)                |                         |
|         | 生活衛生課  | 生活衛生・食品衛生関係職員研修会   | ノロウイルス食中毒予防月間(～2月)<br>食品衛生責任者講習会<br>青森県食品衛生大会   | 食品等年末一斉取締り<br>食品営業施設夜間監視<br>食品営業施設(ハタハタ・フグ)監視           |   | 食品衛生責任者講習会  | 行商登録更新                  |
|         | 健康増進課  | 難病患者等医療相談<br>母子保健ネットワーク会議<br>精神科病院実地指導<br>給食施設栄養管理担当者研修会<br>地域保健関係者研修(新任保健師研修)   | 医療介護連携調整実証事業市町担当者会議<br>地域生活支援広域調整会議             | 医療介護連携調整実証事業病院・ケアマネ協議<br>第2回西北地方保健協力員代表者会議<br>難病対策地域協議会 | 医療介護連携調整実証事業市町担当者会議<br>新任保健師研修<br>地域保健関係者研修(第2回保健師業務連絡会議) | 市町保健活動打合せ<br>精神科救急医療システム連絡調整委員会                               |                         |
| 福祉こども総室 | 福祉調整課  | 全国民生委員児童委員大会(郡山市)<br>赤十字奉仕団活動研究会(9日)   | 西北五つ民児協同研修会(深浦町)<br>青森県社会福祉大会(青森市)              | 西北郡民生児童委員協議会組織会及び臨時理事会                                  | 全国児童委員研究協議会(1～3月頃予定)                                      |   |                         |
|         | 保護課    |  |   | 生活保護法施行事務監査(17日～20日)                                    |   |   | 福祉事務所生活保護担当課長及び査察指導員等会議 |
|         | 地域共生社会 |  |   |   |   | 第2回「青森県型地域共生社会」実現に向けた検討会議(五所川原市、予定)                           |                         |
|         | こども相談課 | 東北ブロック児童相談所児童心理司研究協議会(山形県)<br>東北・北海道児童相談所業務研究協議会(秋田県)<br>臨検・捜索に関する警察との合同研修(警察学校) | 東北ブロック児童相談所児童福祉司研究協議会(山形県)<br>児童相談所長会議(こどもみらい課) | 東北・北海道児童相談所長会議(福島県)                                     |   | 児童相談所業務検討会議(中央児相)<br>児童相談所長会議(中央児相)<br>一時保護のあり方検討委員会(こどもみらい課) |                         |

## 5 令和元年度相談等日程表

### ・保健総室

| 実施項目                        | 実施曜日                        | 受付及び開催時間       |
|-----------------------------|-----------------------------|----------------|
| こころの健康相談<br>(要予約)           | 第2木曜日                       | 午後 1:00～ 2:00  |
| エイズ相談・検査<br>(即日検査)<br>(要予約) | 第2火曜日 (4～11月)<br>(8月は第3火曜日) | 午後 5:00～6:30   |
|                             | 第2火曜日 (12～3月)<br>(2月は第3火曜日) | 午後 3:30～5:00   |
| ウイルス性肝炎検査<br>(要予約)          | 第3水曜日<br>6, 8月は定期実施日以外の実施   | 午前 11:00～12:00 |
| 結核接触者健診<br>(QFT検査を含む)       | 第3水曜日<br>6, 8月は定期実施日以外の実施   | 午前 9:00～11:00  |
| 骨髄移植一般相談<br>(要予約)           | 第2木曜日                       | 午後 1:00～ 2:00  |

### ・福祉子ども総室

随時 (月曜日～金曜日午前 8:30～午後 5:15)

## 6 平成30年度歳入・歳出関係

### (1) 歳入

#### (1)-1 保健総室関係

(単位：円)

| 科目          | 調定額     | 収入済額    | 不納欠損額 | 収入未済額 |
|-------------|---------|---------|-------|-------|
| 財産貸付収入      | 382,751 | 382,751 |       |       |
| 土地建物等       | 382,751 | 382,751 |       |       |
| 健康福祉政策課     | 382,751 | 382,751 |       |       |
| 雑入          | 19,150  | 19,010  |       | 140   |
| 雑入          | 19,150  | 19,010  |       | 140   |
| 知事部局        | 19,150  | 19,010  |       | 140   |
| 光熱水費        | 19,010  | 19,010  |       |       |
| 過年度過払等返還分   |         |         |       |       |
| 督促手数料(措置：こ) | 140     |         |       | 140   |
| 総務費         |         |         |       |       |
| 情報公開        |         |         |       |       |
| 物品売払収入      | 64,000  | 64,000  |       |       |
| 物品          | 64,000  | 64,000  |       |       |
| 知事部局        | 64,000  | 64,000  |       |       |
| 計           | 465,901 | 465,761 |       | 140   |

#### (1)-2 証紙収入(保健総室)

(単位：円)

| 科目          | 件数  | 金額        |
|-------------|-----|-----------|
| 総務手数料       | 20  | 14,100    |
| 証明          | 20  | 14,100    |
| 総務学事課       | 20  | 14,100    |
| 環境保健手数料     | 669 | 8,393,250 |
| 医薬費         | 128 | 1,102,700 |
| 医療施設等許可     | 1   | 18,000    |
| 麻薬免許        | 16  | 60,000    |
| 医薬品医療機器等    | 111 | 1,024,700 |
| 自然保護費       | 4   | 140,000   |
| 温泉          | 4   | 140,000   |
| 生活衛生費       | 537 | 7,150,550 |
| 食品関係営業許可    | 514 | 6,649,950 |
| 興行場営業許可     | 1   | 8,600     |
| 公衆浴場営業許可    | 2   | 44,000    |
| 旅館営業許可      | 6   | 132,000   |
| 理容所等開設検査    | 9   | 144,000   |
| クリーニング所開設検査 | 1   | 32,000    |
| 建築物衛生管理業者登録 | 4   | 140,000   |
| 計           | 689 | 8,407,350 |

## (1) - 3 福祉子ども総室関係 (西北地方福祉事務所)

(単位：円)

| 科 目           | 調 定 額      | 収入済額       | 不納欠損額  | 収入未済額      |
|---------------|------------|------------|--------|------------|
| 雑入            | 44,736,131 | 16,420,981 | 78,726 | 28,236,424 |
| 民生費           | 15,793,059 | 14,065,265 |        | 1,727,794  |
| 生活保護費         | 15,793,059 | 14,065,265 |        | 1,727,794  |
| 生活保護費返還金(63条) | 14,130,563 | 13,129,792 |        | 1,000,771  |
| 生活保護費返還金(78条) | 1,095,035  | 556,882    |        | 538,153    |
| 生活保護費返還金(戻入)  | 567,461    | 378,591    |        | 188,870    |
| 児童扶養手当返納金     |            |            |        |            |
| 過年度収入         | 28,943,072 | 2,355,716  | 78,726 | 26,508,630 |
| 知事部局          | 28,943,072 | 2,355,716  | 78,726 | 26,508,630 |
| 生活保護費返還金(63条) | 11,782,689 | 497,806    | 31,800 | 11,253,083 |
| 生活保護費返還金(78条) | 15,700,526 | 1,607,660  |        | 14,092,866 |
| 生活保護費返還金(戻入)  | 1,459,857  | 250,250    | 46,926 | 1,162,681  |
| 児童扶養手当返納金     |            |            |        |            |
| 福祉手当返還金       |            |            |        |            |
| 計             | 44,736,131 | 16,420,981 | 78,726 | 28,236,424 |

## (1) - 4 母子寡婦福祉資金特別会計 (西北地方福祉事務所)

(単位：円)

| 科 目        | 調 定 額      | 収入済額       | 不納欠損額 | 収入未済額      |
|------------|------------|------------|-------|------------|
| 母子福祉資金貸付収入 | 63,466,677 | 34,821,825 |       | 28,644,852 |
| 現年度収入      | 35,917,649 | 32,248,182 |       | 3,669,467  |
| 元金         | 35,917,649 | 32,248,182 |       | 3,669,467  |
| 利子         |            |            |       |            |
| 過年度収入      | 27,549,028 | 2,573,643  |       | 24,975,385 |
| 元金         | 27,473,586 | 2,502,418  |       | 24,971,168 |
| 利子         | 75,442     | 71,225     |       | 4,217      |
| 寡婦福祉資金貸付収入 | 786,232    | 663,052    |       | 123,180    |
| 現年度収入      | 765,032    | 641,852    |       | 123,180    |
| 元金         | 765,032    | 641,852    |       | 123,180    |
| 利子         |            |            |       |            |
| 過年度収入      | 21,200     | 21,200     |       |            |
| 元金         | 21,200     | 21,200     |       |            |
| 利子         |            |            |       |            |
| 父子福祉資金貸付収入 | 131,275    | 84,606     |       | 46,669     |
| 現年度収入      | 56,274     | 39,606     |       | 16,668     |
| 元金         | 56,274     | 39,606     |       | 16,668     |
| 利子         |            |            |       |            |
| 過年度収入      | 75,001     | 45,000     |       | 30,001     |
| 元金         | 75,001     | 45,000     |       | 30,001     |
| 利子         |            |            |       |            |
| 雑入         | 113,160    |            |       | 113,160    |
| 現年度収入      |            |            |       |            |
| 過年度収入      | 113,160    |            |       | 113,160    |
| 計          | 64,497,344 | 35,569,483 |       | 28,927,861 |

## (1) - 5 福祉こども総室関係 (五所川原児童相談所)

(単位：円)

| 科 目             | 調 定 額     | 収入済額    | 不納欠損額 | 収入未済額     |
|-----------------|-----------|---------|-------|-----------|
| 民生負担金           |           |         |       |           |
| 児童福祉費           | 1,243,300 | 978,800 |       | 264,500   |
| 情緒障害児短期治療施設等措置費 | 54,000    | 54,000  |       |           |
| 乳児院・助産施設措置費     | 40,500    | 36,000  |       | 4,500     |
| 子ども自立センターみらい費   |           |         |       |           |
| 里親・母子生活支援施設措置費  | 746,800   | 605,300 |       | 141,500   |
| 知的障害児等措置費       | 402,000   | 283,500 |       | 118,500   |
| 計               | 1,243,300 | 978,800 |       | 264,500   |
| 過年度収入           |           |         |       |           |
| 知事部局            | 1,339,700 | 313,300 |       | 1,026,400 |
| 情緒障害児短期治療施設等措置費 | 32,400    |         |       | 32,400    |
| 里親・母子生活支援施設措置費  | 915,400   | 226,300 |       | 689,100   |
| 知的障害児等措置費       | 391,900   | 87,000  |       | 304,900   |

## (2) 歳出

## (2)-1 一般会計

(単位：円)

| 款 項 目      | 令 達 額       | 支出済額        | 残 額       |
|------------|-------------|-------------|-----------|
| 総務費        | 756,000     | 756,000     |           |
| 総務管理費      | 756,000     | 756,000     |           |
| 財産管理費      | 756,000     | 756,000     |           |
| 防災費        |             |             |           |
| 通信管理費      |             |             |           |
| 民生費        | 594,936,579 | 589,745,968 | 5,190,611 |
| 社会福祉費      | 3,841,288   | 3,324,317   | 516,971   |
| 社会福祉総務費    | 469,118     | 366,918     | 102,200   |
| 福祉事務所費     | 2,810,950   | 2,785,745   | 25,205    |
| 老人福祉費      | 422,220     | 144,050     | 278,170   |
| 婦人福祉費      | 85,000      | 27,604      | 57,396    |
| 障害者福祉費     | 54,000      |             | 54,000    |
| 地域福祉費      |             |             |           |
| 救助費        | 13,979      | 13,979      |           |
| 児童福祉費      | 15,951,312  | 15,548,316  | 402,996   |
| 児童福祉総務費    | 316,000     | 185,336     | 130,664   |
| 児童措置費      | 10,654,112  | 10,654,112  |           |
| 児童相談所費     | 3,171,000   | 2,995,148   | 175,852   |
| ひとり親家庭等福祉費 | 1,799,200   | 1,713,720   | 85,480    |
| 障害児福祉費     | 11,000      |             | 11,000    |
| 母子福祉費      |             |             |           |
| 生活保護費      | 575,130,000 | 570,859,356 | 4,270,644 |
| 生活保護総務費    | 4,005,000   | 3,885,934   | 119,066   |
| 国民健康保険費    |             |             |           |
| 扶助費        | 571,125,000 | 566,973,422 | 4,151,578 |
| 環境保健費      | 19,504,548  | 17,326,649  | 2,177,899 |
| 公衆衛生費      | 5,408,410   | 4,691,229   | 717,181   |
| 結核対策費      | 2,122,340   | 1,848,339   | 274,001   |
| 予防費        | 1,934,360   | 1,700,620   | 233,740   |
| 母子保健対策費    | 202,000     | 139,000     | 63,000    |
| 精神保健福祉費    | 738,210     | 601,870     | 136,340   |
| 生活習慣病対策費   | 411,500     | 401,400     | 10,100    |
| 環境衛生費      | 1,746,210   | 1,599,643   | 146,567   |
| 食品衛生費      | 1,099,000   | 982,832     | 116,168   |
| 生活衛生総務費    | 561,210     | 548,310     | 12,900    |
| 生活衛生指導費    | 86,000      | 68,501      | 17,499    |
| 保健所費       | 11,029,304  | 9,888,969   | 1,140,335 |
| 保健所費       | 11,029,304  | 9,888,969   | 1,140,335 |
| 医薬費        | 1,262,624   | 1,104,684   | 157,940   |
| 医務費        | 484,084     | 458,764     | 25,320    |
| 薬務費        | 329,000     | 268,640     | 60,360    |
| 企画調整費      | 449,540     | 377,280     | 72,260    |
| 自然保護費      | 58,000      | 42,124      | 15,876    |
| 自然保護総務費    | 58,000      | 42,124      | 15,876    |
| 計          | 615,197,127 | 607,828,617 | 7,368,510 |

## (2) - 2 母子寡婦福祉資金特別会計

(単位：円)

| 款項目        | 令達額        | 支出済額       | 残額        |
|------------|------------|------------|-----------|
| 母子寡婦福祉資金貸付 | 56,465,000 | 50,113,165 | 6,351,835 |
| 母子寡婦福祉資金貸付 | 56,465,000 | 50,113,165 | 6,351,835 |
| 指導調査費      | 465,000    | 436,865    | 28,135    |
| 母子福祉資金貸付費  | 50,000,000 | 47,414,300 | 2,585,700 |
| 寡婦福祉資金貸付費  | 3,300,000  | 2,022,000  | 1,278,000 |
| 父子福祉資金貸付費  | 2,700,000  | 240,000    | 2,460,000 |
| 計          | 56,465,000 | 50,113,165 | 6,351,835 |